

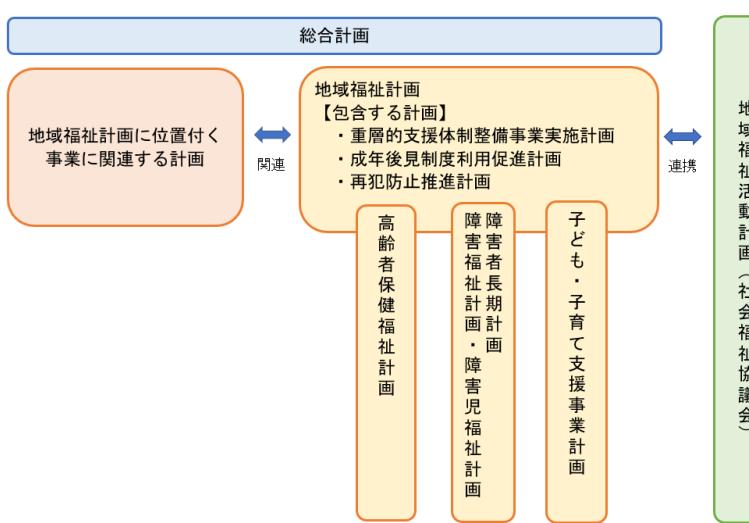
第5次寝屋川市地域福祉計画の骨子案

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

○地域福祉を取り巻く社会の動きや国・大阪府の動向、これまでの取組の成果、市民ニーズの変化等を踏まえ、「すべての住民が生き生きと暮らせる地域共生社会の実現」をめざし、寝屋川市における地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取組方策を明らかにしていくものとして「第5次寝屋川市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間



- 社会福祉法に基づき策定し、第六次総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、各福祉分野の上位計画として、地域福祉の視点から共通する取組や今後の施策を開していく上で方向性や基本事項を定めます。
- 計画には、「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」の内容を包含します。
- 計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

3 計画の策定体制

- 「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」「寝屋川市社会福祉審議会」「寝屋川市福祉計画連絡調整会議」などの策定体制、アンケート調査、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施状況について紹介します。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

○寝屋川市における地域福祉推進の課題や今後の市の目指す共生社会像を踏まえた上で、計画における基本理念を定めます。

【基本理念案】

きずなで織りなす安心・共生のまち ねやがわ

2 施策の方向性と施策の体系

○計画でめざす姿を実現するため、施策の方向性と取組を示します。

3 地域福祉推進圏域の考え方

○計画は、「市域（市全域）」、「コミュニティセンターエリア（概ね2中学校区ごとに形成された6地区）」、「小学校区（校区福祉委員会・地域協働協議会）」「自治会のエリア」からなる四層構造の地域福祉推進圏域により取り組んでいくものとします。

第3章 施策の展開

【施策の方向性】

必要な支援が届く
包括的な支援体制づくり

権利の尊重と擁護

地域における
支え合いの推進

誰もが安全・安心に
暮らせる地域づくり

【施策の取組】

情報発信・提供体制の充実
包括的かつ重層的な相談支援体制の充実
福祉サービス提供体制の充実

★1 権利擁護と生活支援の推進
虐待や暴力等の防止に向けた取組の推進

★2 共に生き、支え合う意識づくり
地域における支え合い活動の促進
地域福祉を進める人とネットワークづくり

★2 「誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり」の項目には「再犯防止推進計画」を包含します。 ★2 「誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり」の項目には「再犯防止推進計画」を包含します。

【具体的な施策】

地域福祉計画に位置付く各課事業

第4章 重層的支援体制整備事業実施計画

○寝屋川市として重層的支援体制整備事業を実施するにあたっての方向性を概括するとともに、社会福祉法に規定される各事業の実施内容を表形式（分野、事業内容、実施方式、支援機関、所管部署）で整理します。

第5章 計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制

○府内における推進体制、市民や
関係機関・団体等との連携・協
働の考え方について示します。

2 進行管理

○計画の推進体制、計画の公表
と進行管理の方法について示
します。